

Title	ペルーへの契約移民を通して見た女性移民の位置と役割
Sub Title	Las inmigrantes japonesas : a través de las contratadas al Perú
Author	柳田, 利夫(Yanagida, Toshio)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1995
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.68, No.10 (1995. 10) ,p.197- 214
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	賀川俊彦教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19951028-0197

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ペルーへの契約移民を通して見た女性移民の位置と役割

柳 田 利 夫

はじめに

一 ペルーへの女性移民の渡航

二 女性移民数の変遷

三 女性移民の労働収入

四 まとめ

はじめに

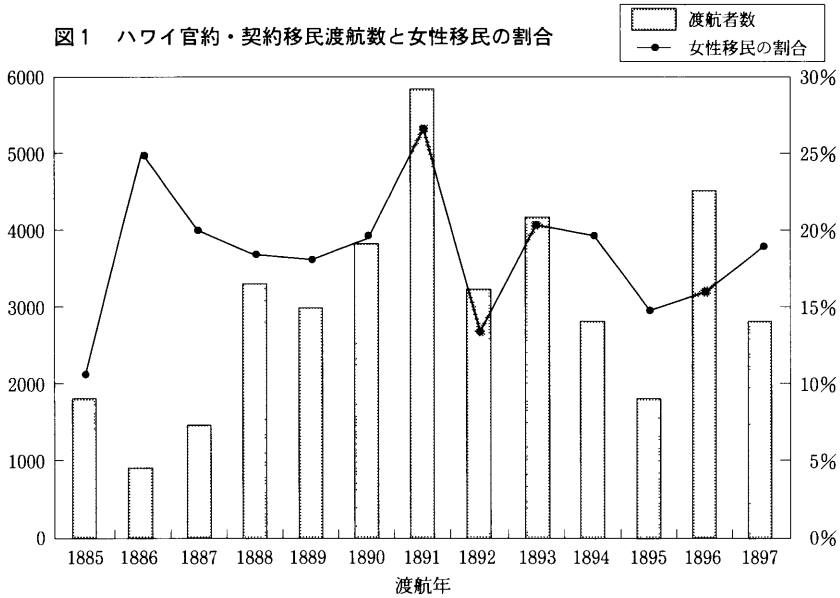
これまで、女性移民に関しては、「からゆきさん」「写真結婚」「戦争花嫁」といった言葉で象徴される面からのアプローチがなされてきており、研究上での蓄積も着実に重ねられつつある。ここではそれらの研究に啓発されながらも、そういった特別の用語を伴わないごく普通の契約移民として海外に渡った女性移民が、日常的な労働のうえで果たした基本的な役割に焦点をあててみようと思う。ところで、契約移民の労働と社会的上昇のプロセスをモデル化すると、契約耕地における労働、都市部での労働、そして比較的大規模な商業ないし農業経営といった三つのステップが考え

られる。女性労働はそれぞれの局面で、重要な役割を果たしてきたが、ここでは、主として最初の契約耕地労働の局面に限定して、ペルーへの契約移民の事例に基づき、女性移民の労働が占めた位置と役割とを報告することにした。

一 ペルーへの女性移民の渡航

マリア・ルス号事件をきっかけに、ペルー・日本間の外交関係が開始されたことは周知のところである。しかし、ペルー側から派遣されたアウレリオ・ガルシア・イ・ガルシアに対して外務大臣ホセ・デ・ラ・リバ・アグエロが与えた「使節の目的及び指令書」を一読すれば明らかになるが、この外交使節の大きな目的のひとつは、欠乏しがちな労働力として中国人・アジア人を確保するところであった。⁽¹⁾ また、結果的に現実のものとはならなかったが、明治の初期、二度にわたりペルーへの日本人労働者の導入が具体的に計画され、一度は旅券まで発給されながら、突然、政府が渡航を禁じたために損害賠償の訴訟事件にまで発展していたことなどはあまり知られていない。⁽²⁾ ペルーへの日本人移民といえ、一八九九年の佐倉丸による七八〇人程の集団契約移民をその嚆矢とするのが一般的である。このいわゆる「第一航海」では、移民会社に雇用された数人の女性の姿が見られたが、契約移民は全て男性であった。一八八五年に開始されたハワイへの官約移民の場合、「男子労働者が圧倒的に多く、女子労働者がすくない」⁽³⁾とされているが、それでも第一回渡航者八三四名中、約二割にあたる一五八名の女性が含まれており、官約移民の終了する一八九四年までの都合二六回の航海で渡航した二八、九九五名のうち、一七％にあたる五、七三九名が女性移民であった。また、官約移民から私約移民に移行した一八九四年から九七年までの四年間に移民会社の扱いでハワイに渡った契約移民の総数は、一〇、二八九名であったが、そのうち女性は一、七三〇名で、官約移民時代同様、女性移民の占めた割合は一七％程であった。⁽⁴⁾ 図1に示したように、ペルー向け契約移民に先行して移民送出行がなされていたハワイの場合

図1 ハワイ官約・契約移民渡航数と女性移民の割合



には、移民数の変化にかかわらず、恒常的に二割前後の女性移民が含まれていた。

ペルー向け契約移民の場合にも、女性の渡航そのものが全く考慮されなかったわけではない。移民の取り扱いを始めた森岡真が当時の外務大臣西徳二郎に、「本契約書ニ妻ノ給料及積金額等ヲ載セサルハ弊商会カ雇主トノ契約ノ精神ハ専ラ男子ヲ主トシ女子ハ契約人員外ノモノト見認シタルカ為ナリ 妻ヲ携ヘント欲スルモノハ其妻ノ渡航費ヲ可成低廉ニシテ之ヲ自弁セシムル積ナリ」と記したように、ペルー側との契約が男性労働者に限られており、女性の契約移民については考慮されなかったのである。男性労働者のみを導入するという方針は、日本人移民に先行してペルーに導入されていた中国人苦力に對してとられたものと全く同一であった。一方、北米、ハワイで日本人移民の入国が次第に問題化していた状況を背景に、日本政府は新たな移民送先として、ラテンアメリカに注目せざるを得なかったが、日本人移民がしかるべき待遇を受け得るかどうかは、近代国家を標榜する明治政府にとって重大な関心事であった。これらの事

情についての調査を機密裡に命じられた室田弁理公使は大隈重信外務大臣に対し報告書を送付し、「右（移民契約…著者注）各條ノ訂正等ニ対シテハ森岡代理人ト雇主ノ間協議相整候得共猶小官ハ第十一條ニ記載ノ妻女ヲ同伴スル時ハ其渡航費若干ヲ雇主ヨリ支出セシメ其妻女ヲシテ自由渡航者タルノ嫌ヲ避ケ夫妻等均シク契約労働者中ノ範圍内ニ置ク（中略）必要ヲ認候處右両條ヲ加フルモノトセバ契約書全體ニ關係ヲ及シ雇主ニ對シ協議ノ困難アルノミナラズ第一回渡航中ニハ妻女同伴者ヲ募集セザル考ニシテ⁽⁶⁾」と書き送り、女性移民もペルー渡航に際しては男性同様の契約労働者となることが適當であるとの考えを披瀝した。しかしながら、結局、第一回航海ではペルー側の意向に添う形で、女性労働者が渡航することも、また家族として同行することもなかったのである。

この第一回移民の結果がいかに惨憺たるものであったかについては、半ば伝説化され諸書に言及されており、ここで繰り返す必要はないが、結局、日本人側の知識の欠如、耕主側の日本人に対する扱いの悪さなどが重なって、多数の死亡者を出したほか、耕地を逃亡する者が後を絶たず、その定着率は極めて悪いものであった。四年間の就労を前提に渡航費を負担し、移民会社に手数料を支払っていた耕地主側は大きな損失を被ることになった。この第一回移民の混乱から、移民送出はしばらく見合わされ、四年後の一九〇三年になってやっと第二回移民の送出が行われることになった。ペルー側は、夫婦の労働者を雇い入れることで、日本人労働者の定着率の改善を図ろうとした。第一回移民の惨状を实地調査し本省に詳細に報告した今村良治書記生は、明治三五年九月九日付で杉村通商局長に宛て第二回移民の選抜にあたり注意すべき事項を具申し、「家族携帯移民ハ雇主ノ最希望スル所ナルヲ以テ出来得限リ家族ヲ同伴セシムルコト⁽⁷⁾」と書き送っている。移民会社側も外務大臣小村寿太郎に対し「過般來各雇主ヨリハ頻リニ第二回移民ノ注文申來り候得共今回ハ充分選択ヲ遂ケ十數耕主ノ内ニテ從來ノ実験ニ徴シ最モ成績ノ能キ耕主二三ヲ撰ミ八百名乃至一千名限り渡航為致度尤モ男性百名ニ對シ十名乃至二十名迄ノ妻ヲ携帯為致度候見込ニ御座候⁽⁸⁾」と書き送り、一割ほどの夫婦移民を含めることを述べている。その後、森岡側は現地の耕地主と結んだ「仮契約書」と移民との間

に結ぶ「契約書」とを外務省に提出したが、前者には「第一條 森岡商会ハ十ヶ月以内ニ前書ノ耕地又ハ該耕主ノ指定スル耕地へ日本労働者男三百七十五人及ヒ其家族タル同国籍ノ女百二十五人ノ労働者ヲ供給スルコトヲ約シ(空白…耕地主名が入る)ハ其扱フ所ニ從ヒ之ヲ耕地又ハ工場ニ於テ使役スルコトヲ約ス(中略)第六條 契約女子労働者ノ労働ハ義務的トシ第四條ニ規定シタル方法ニ從ヒ労働スヘキモノトス但家事上ノ都合ニヨリ同時間ノ労働ヲナス能ハサル場合ニハ協議ノ上其為シタル労働高若クハ其使役シタル時間ニ從ヒテ賃金ヲ定ム」といった条項が記されていた。また移民との契約書には、「第十四條 女子ニシテ契約労働ニ従事スルモノハ第三條ニ從ヒ男子同様ノ労働ヲナスヘシト雖モ家事上ノ都合ニヨリ同時間ノ労働ヲナス能ハサル場合ニハ協議ノ上労働時間及ヒ労働分量ニヨリ其支払ヲナスヘシ」と記されていた。

このように、契約移民の耕地での定着率を高める目的で、第二回移民からは女性の契約移民が一定数含まれることになった。しかし、女性も男子同様「義務的」労働をなすこととされ、家事の都合で労働できない時間は賃金が差し引かれるが、基本的には一定のノルマが課され、それを果たせば男性労働者と同じの賃金が支払われる契約になっていた。これは、男女の賃金格差が明確に規定されていたハワイや、後のメキシコにおける労働契約と大きく異なるものであった。

第二回渡航では、試験的に渡航費自己負担で一九四名(うち一〇名が女性)の自由移民が同行したが、契約移民に限ってみると、全九八一名中ちょうど一割にあたる九八名を女性が占めていた。一行は一九〇三年七月末ペルーに到着し「第二回秘露出稼移民各被雇地分配人員」についての報告書によれば、サンタ・バルバラ、ラ・エストレヤ、サン・ハシント、ツマンなどの耕地に配耕されることになった。⁽¹⁰⁾一月二日付で今村良治は通商局長杉村濬に宛て「在トウマシ耕地第二回移民状況報告」書を送付しているが、同じ第二回航海でペルーに渡った僧上野泰庵が「女子ノ労働監督」となり、女性移民は、主に「草拾ヒ」「肥料入レ」など比較的軽い労働に就き一日の労働量(タレア)をこなせば、男

表1 第二回秘露移民情況表

(1904年6月現在)

耕地	備入	追備	死亡	逃亡	解雇	差引現在
サンタ・バルバラ	488 } 63 } 551	4 } 1 } 5	49 } 6 } 55	20 } 0 } 20	16 } 2 } 18	407 } 56 } 463
ラ・エストレヤ	182 } 19 } 201	5 } 0 } 5	9 } 1 } 10	31 } 0 } 31	14 } 2 } 16	133 } 16 } 149
サン・ハシント	82 } 1 } 83	0 } 0 } 0	1 } 0 } 1	2 } 0 } 2	12 } 0 } 12	67 } 1 } 68
トウマーン	117 } 15 } 132	0 } 0 } 0	9 } 1 } 10	0 } 0 } 0	7 } 1 } 8	101 } 13 } 114
バルバティーヨ	14 } 0 } 14	0 } 0 } 0	1 } 0 } 1	1 } 0 } 1	1 } 0 } 1	11 } 0 } 11
合計	883 } 98 } 981	9 } 1 } 10	69 } 8 } 77	54 } 0 } 54	50 } 5 } 55	719 } 86 } 805

(『日本外交文書』第三七卷第二冊、四一八頁)

子と同一賃金(一ソル)が支払われていた、と報告している。ここに言及されている「草拾ヒ」「肥料入レ」といった労働は、ハワイの砂糖黍耕地で女性移民が就いていたものとはほとんど同じものであった。しかし、ペルーでは賃金の上の格差は契約上存在しなかった。男性の労働は草刈り、甘蔗刈り、甘蔗植え付け、甘蔗積み込みといったもので、それぞれタレアの標準が報告されているが、女性の労働についてもそれぞれ、「五、草拾ヒ 女子ノ業ニシテ五十尋ノ畝二筋ヲ以テ」「タレヤ」トシ時々一筋以上四筋ニ至ル」「タレヤ」ノ賃銀一「ソル」六、肥料入レ 是レ亦女子ノ業ニシテ長サ八十米突ノ畝十八筋ヲ一「タレヤ」トシ此ノ賃銀二「ソル」トス」と記されている⁽¹⁾。

今村書記生は翌一九〇四年七月、「第二回秘露移民状況諸表」を作成し六月現在の契約移民の異動を記録している。(表1 それぞれ上段が男性、下段が女性を示す)

男性移民が一年弱の間に五四名の逃亡者を出しているのに対し、女性移民からは八名の死亡者と五名の解雇者とが出ているが、逃亡者は全く出なかった。耕地への定着率の上昇には、先行移民の存在が大きな役割を果たしたと考えられるが、女性移民の導入もかなり大きな効果をもたらしたようである。その後、ペルー向け移民の送

出は日露戦争の期間一時中断されるが、一九〇六年に再開され、以

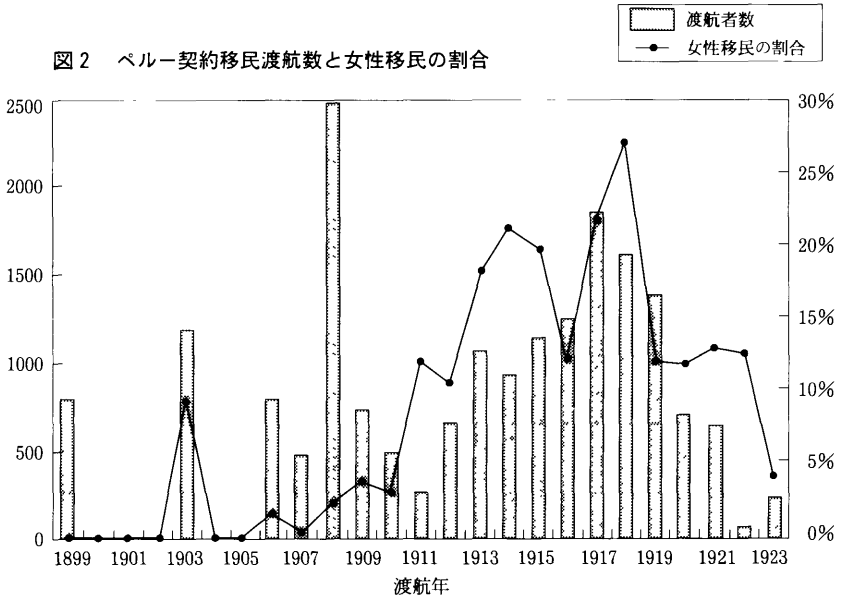
後契約移民の制度が廃止される一九二三年まで毎年続けられ、女性移民の姿も常に見ることができた。結局契約移民としてペルーに到着した、一八、〇〇〇人強の中で、女性移民の総数は二、二〇〇人程で、契約移民全体の約一二%をしめることになった。

二 女性移民数の変遷

前述のように、ペルーへの契約移民全体の約一二%を女性移民が占めていたが、その割合には、時期により大きな変化が見られた。図2は、ペルーへの契約移民の渡航者数と女性移民の割合とを併せて示したものである。ハワイ官約移民の場合には、ほぼ毎年二〇%前後の女性移民が含まれていたことは既に述べたが、これに対して、ペルーの契約移民の場合にはかなり大きな変化があったことが見てとれるであろう。前章で述べた第一回から第二回にかけての事情についてはここで繰り返す必要はないが、移住が恒常化しはじめる一九〇六から一九一〇年の間、女性移民の割合は最大でも四%を越えることはなく、移民総数も一九〇八年を例外とすれば、むしろ全体的に停滞気味であった。⁽¹³⁾

この間、女性移民の割合が低かった最大の原因は、契約そのものに変更が加えられたことによる。耕地主は、負担する移民の渡航費に見合う就労期間を四年間としたが、その契約期間が長きに失するため、結果的に逃亡や解約といった事態に至ると考えた日本政府は、渡航費を移民自身に負担させるかわりに、移民は六ヶ月後には自由移民となることもできるし、またそれを望む場合には四年間契約移民として労働することもできる。また、契約した耕地にそのまま四年間労働した場合には、これまで耕地主が負担した渡航費用を、帰国旅費として受け取ることができるという、新しい契約を結ばせることにしたのである。この新しい契約により、移民は六ヶ月後に自分に有利な耕地や労働を見いだすことができれば自由に移動することができたとし、それができなくても四年間は同一耕地での労働が保証され、

図2 ベルー契約移民渡航数と女性移民の割合



かつ実質的な賞与金にあたる帰国費用を得ることができるようになった。耕主側から見れば、移民会社へ支払う手数料のみで移民を受け入れることができ、移民の逃亡・解約による損失を防ぐことができるようになったのである。また、従来渡航費として支払ってきたものを、定着して四年間就労した移民に対して帰国旅費として提供することにより、低い経済的リスクで、それなりの定着率をも期待することができるようになった。このため、耕地への定着率を高める目的で女性移民を導入する必要性は相対的に低下したのである。⁽¹⁴⁾

しかしながら、契約期間の実質的な六ヶ月への短縮は、ペルー移民の初期から少なからず見られた他地域への転航希望者を刺激し、移民の流動性を一層高める結果をもたらした。むしろ、移民募集の際に、この契約期間の短縮が故意に強調されるくらいであったようである。⁽¹⁵⁾ また、男性の単独移民は、リマ市及び比較的賃金の高いリマ市周辺の耕地に向かって移動を繰り返し、逃亡はかえって増加する程であった。単独移民について恒常的にみられたリマ首都圏への流入と、小規模商業への参入は次第に

大きな社会問題を引き起こすようになっていった。⁽¹⁶⁾

一方、夫婦移民は、女性の絶対数が少なかったことから生じた様々な問題にもかかわらず、耕地における定着率は高く、成績も一般に優秀であった。耕地主のなかには積極的に夫婦移民の導入を計画するものが現れてきた。英国製糖会社の所有にかかり、従来から日本人移民の最大の受け入れ先であったカニエテ耕地では、率先して夫婦移民の導入に踏み切っていた。⁽¹⁷⁾

カニエテ耕地には一九一二年に、四二七名が入耕したが、そのうち五九人（一三・八%）が女性移民であり、翌一三年には七七六人が入耕し、女性はそのうち一七四人（二二・七%）と夫婦移民の占める割合が年々高まっていった。⁽¹⁸⁾一九一四年の前半にカニエテに入耕した一八四人は全員が夫婦移民であった。⁽²⁰⁾この時点でカニエテに入耕した日本人移民の総数は、男二、七三一人、女三、三六三人で、女性移民の割合は漸く一一・七%になったところであった。それでも、それまでにペルーに入国した日本人女性移民全体の割合六・八%の倍近い数字となっていた。⁽²¹⁾一方、女性移民に対する需要の増大を背景に、日本政府側も、女性移民については従来からほとんど遵守されてこなかった移民契約条項中の年齢制限について、移民会社側の要請にもとづき、夫婦移民として渡航する女性の場合にはその適用外とすると公式に通達し、女性移民募集の便宜をはかっていった。⁽²²⁾

移民の定着・移動の実態について具体的に追跡することはかなり困難であるが、東洋移民合資会社扱いで、アンカシュ県サンタ郡サンホセ・イ・スーベ砂糖黍耕地に配耕された契約移民を具体例として挙げておこう。東洋移民合資会社扱い第四、五回移民、都合九四名（男七七、女一七）は、一九二一年二月二日着の武洋丸、および翌一二年二月八日着の香港丸の二船によりカリャオ港に到着し、それぞれ契約耕地に移されている。彼らは単独移民六〇名、夫婦移民一七組三四名で構成されていた。単独移民六〇名の出身地は、福岡一四、沖繩一一、広島九、岐阜・滋賀・岡山各六、熊本五、福島三とまちまちであったが、夫婦移民一七組は福岡の一組を除き全て沖繩出身者で、一七組とも

武洋丸便でペルーに到着していた。⁽²³⁾ 契約期間は二年間(ないし五〇〇タレア)で、契約満了時には男女にかかわらず五ポンドが賞与金として与えられることになっていた。⁽²⁴⁾ この九四名の移民のうち、入耕ほぼ一年後の一九一二年末に耕地に留まっていた者は三八名であった。それから更に一年耕地に残り、契約を満了した者は二八名にすぎなかった。この二八名の中には八組の沖繩出身の夫婦移民が含まれていたため、契約を満了した単独移民は六〇名中わずか一二名にすぎず、死亡、解約、病気による日本送還の三名を除く残りの四五名は全て契約を果たさず耕地から逃亡してしまっていたのである。一方、夫婦移民一七組のほぼ半数にあたる八組の夫婦は最後まで耕地に残り、契約を満了し賞与金を手にしていた。⁽²⁵⁾

一九一四年二月には、新たに単独移民八四名、夫婦移民八組一六名、都合一〇〇名がこの耕地に到着した。この回の移民は、以前に比べて契約満了者が多くなり、単独移民でも約半数の三九名が契約を満了したが、逃亡も四三名出た。⁽²⁶⁾ (送還、解約各一名)一方、夫婦移民の方は、入耕した八組全てが契約期間を満了したのである。夫婦移民の耕地での定着性(契約の満了率)の高さは明らかであり、他の耕地でも徐々に夫婦移民の導入がなされるようになっていった。この傾向は第一次世界大戦勃発によりいっそう促進されることになった。

第一次世界大戦により諸物価が急騰し、ペルー産業の活性化は労働需要を急速に高めていった。ペルーにおける慢性的な労働力不足は更に深刻となった。耕地主は、移民会社側に契約を守り移民供給に遅れが出ないように求めるとともに、⁽²⁷⁾ 労働者を耕地に引きとどめるために、賃金を上げるほか、さまざまな労働条件の改善をはかった。⁽²⁸⁾ また、在ペルー日本領事館側も、この機に乗じて、日本人移民に有利な契約を締結するよう移民会社に指示を与えていた。⁽²⁹⁾ このような状況は、移民の側からすれば選択の幅が広がり、より条件の良い耕地あるいは、より活性化しつつあった都市への移動が容易になったことを意味した。従って、耕地主側の働きかけにもかかわらず、移民の移動性は一層高まる結果となった。このため、比較的定着性の高い夫婦移民が求められることになったのである。夫婦移民にとっても、

表2 1917年・カリャオ港到着移民配耕予定表

耕地	男性	女性	総数	女性の割合
カニエテ	314	116	430	27.0%
ローマ	304	493	531	3.9%
サンニコラス	296	313	327	9.5%
ラレト	168	82	250	32.8%
タンホレアル	142	8	150	5.3%
サンアクスティン	101	24	125	19.2%
チクリン	50	49	99	49.5%
パラモンカ	36	35	71	49.3%
ブレナビスタ	21	4	25	16.0%
合計	1,432	398	1,830	21.7%

(「東洋移民合資会社秘露移民」第二巻 外務省外交史料館「外務省記録」3-8-2-262、『日本外交文書』大正五年第一冊、大正六年第一冊をもとに筆者作成)

賃金の上昇、賞与金の付与期間の短縮などにより、さしあたり耕地に定着し就労するメリットが増大したのである。第一次世界大戦たけなわの一九一七年には、一年間で一、八三〇名の契約移民が森岡移民合名会社と東洋移民合資会社の扱いにより、九カ所の耕地に配耕される予定でペルーに到着している。表2は、カリャオ港に到着した日本人移民の耕地別の配置予定者数を男女別に示し、女性移民の割合を算出したものである。耕地によって女性移民の占めた割合には著しい差異が見られ、東洋移民合資会社扱いであったタンボレアル耕地では僅か5%に留まっていた。これに対し、チクリン耕地、パラモンカ耕地などでは女性移民がほぼ半数に達しており、ほとんど夫婦移民で占められていたことが分かる。全ての耕地の平均でも女性移民の割合は二割を越えていた。⁽³⁰⁾

こうして、一九一七〜一九二一年ころにペルー契約移民はひとつのピークを示したが、同時にこの労働需要の拡大とともに、さしあたり耕地への定着性の高い夫婦移民に対する需要が比例して高まってゆき、結果的に女性移民の占めた割合も移民数全体の変化に呼応するように増大していったのである。このことは、また、第一次世界大戦が終了し労働需要が減少すると、日本人契約移民そのものに対する需要が減少するだけでなく、同時に夫婦移民を求める必然性もまた失われ、女性の占める割合が減少していった事実も併せて説明するのである。

三 女性移民の労働収入

すでに述べたように、ペルーの契約移民の場合、女性移民も一定の労働に従事し、その限りでは同一の賃金を獲得することが可能であった。しかも、女性は家事などの都合があれば労働をしないこともまた可能であった。むろんその期間賃金は支払われなかったが、この基本的には就労が義務であるにもかかわらず、実際には就労の自由があったことが、のちのち夫婦移民に「副業」の機会を与えることになるのであるが、それについては稿をあらためて議論しなければならない。この条項はペルー移民を送出したすべての移民会社の契約に共通していた点であり、契約移民の全期間を通じて維持されたものであった。また、耕地への定着率を高める目的で、一定の年(タレア)数労働すれば賞与金が与えられていたが、これも夫婦移民にとって大きなメリットであった。

女性が現実にとどの程度の収入を上げていたのかを、前章で取り上げた東洋移民合資会社の扱いでサンホセ・イ・スーテ耕地に入耕した移民を再び例にとって見てみよう。幸い彼らについては、現存する三通の「積立金現在高明細表」から具体的に彼らの収入額を推定することができるからである。この耕地は東洋移民会社に対し、男性移民の仲介手数料が二五ソルであるのに対し女性移民の手数は三〇ソルであったにもかかわらず、できる限り多くの女性移民を「供給する」ことを条件に契約を結んでいた。⁽³²⁾ ちなみに、この耕地の日本人契約移民の日給は一ソル二〇セントアボスであったが、現地労働者の日給が一ソルに押さえられていたため、耕地内で労働者の対立が生じないようにする目的で、耕地主側が日本人移民に直接渡す給与は一日あたり一ソルとし、残りの二〇セントアボスは移民会社側に振り込み、移民会社はそれを移民の為に積み立てておくことにしていた。⁽³³⁾ 「積立金現在高明細表」は、移民それぞれにつき労働一日(タレア)あたり二〇セントアボスずつ積み立てた金額が、六ヶ月毎にどれだけになっていたかを記録している。したがって、基本的に、積み立て高は移民各人の耕地労働による収入高に比例しているはずである。また、六ヶ月間の積

表3 積立金明細表一覧

(単位: ソル)

	1912.06.28		1912.12.28		1913.06.28		1913.12.20	
	積立高	現在高	積立高	現在高	積立高	現在高	積立高	引出高
A夫	29.30	28.00	57.30	26.90	84.20	16.60	100.80	
A妻	31.70	24.00	55.70	24.60	80.30	20.60	100.90	
B夫	30.80	27.30	58.10	24.20	82.30	18.10	100.40	
B妻	31.90	23.00	54.90	24.50	79.40	21.40	100.80	
C夫	30.60	26.70	57.30	30.40	87.70	15.20	102.90	
C妻	35.90	23.00	58.90	29.20	88.10	15.10	103.20	
D夫	33.50	26.70	60.20	29.60	89.80	12.00	101.80	
D妻	31.00	28.20	59.20	29.10	88.30	14.80	103.10	
E夫	27.60	29.40	57.00	25.30	82.30	18.40	100.70	
E妻	28.70	28.20	56.90	28.90	85.80	15.20	101.00	
F夫	27.10	28.70	55.80	28.20	84.00	16.20	100.20	
F妻	28.60	30.00	58.60	27.20	85.80	14.80	100.60	
G夫	28.80	27.20	56.00	27.80	83.80	17.00	100.80	
G妻	29.60	24.60	54.20	28.90	83.10	18.80	101.90	
H夫	31.40	25.40	56.80	27.70	84.50	16.20	100.70	
H妻	29.20	26.10	55.30	28.40	83.70	17.20	100.90	

(東洋移民合資会社・業務代理人・齊藤千之作成「積立金明細表」
: 外務省外交史料館3-8-2-262をもとに筆者作成)

み立て高を一日(タレア)ごとの積み立て高〇・二ソルで割り、さらにそれを月数の六で割れば、各移民について、一月あたりの平均就労日数を推定することも可能である。表3は、それらの明細表をもとに夫婦移民について一覽表形式にしたものである。一九二二年六月二十八日から二月二十八日まで六ヶ月について見ると、夫婦移民の中で積立額の最も少ないC妻でも一九二二日、積立額の最も高いF妻が二五日(タレア)就労していた計算になる。一九二三年六月二十八日までの次の六ヶ月については、同様に夫婦移民たちは月平均で二〇・二日(二五・三日就労していたことになる。結局、夫婦移民は揃って、月平均二〇日から二五日程就労していたと考えることができる。

この表から、耕地に残った夫婦移民については、その収入においてほとんど差異のなかったことを知ることができる。最終的な引き出し高は、全員が契約の五〇〇タレアを消化したことを示す一〇〇ソル前後になっているが、この時点で夫婦移民は揃って規定の賞与金を受け取ったことになる。また、それぞれの労働日数について見ても、夫婦間でかえって妻のほうが実就労日数が多いケースが半数にものぼっている。この耕地の八組の夫婦の例がどれだけ一般化できるかは、他の史料によ

り更に検討されねばならないが、この事例を見る限り、ペルーにおける女性の耕地労働による収入は、男性のそれと遜色のないものであったと考えることができるであろう。

四 まとめ

ペルーにおける女性契約移民は、耕地における男性移民の定着率を高める目的で副次的に導入されたものであった。しかし、基本的には男性と同じ労働条件の契約移民として渡航してきており、女性であっても与えられたノルマ(タレア)をこなさずすれば男性と同じ賃金が支払われ、しかも、契約に定められた年(タレア)数契約耕地で就労すれば帰国費用の名目で賞与金が与えられた。この背景には、労働需要の高まりとともに定着性の高い夫婦移民の導入を進めざるをえなかった耕地主側の思惑があったが、耕地において比較的高い定着性を見せた夫婦移民は、このメリットを最大限に生かしていたと考えられる。

他方、首都圏に様々な機能が集中し、第一次世界大戦を一つのきっかけとして進んでいったペルーの発展は、地方と首都圏との社会的・経済的格差を広げていった。したがって、ペルーにおいて、それなりの経済的利益を上げるためにリマ首都圏に移動するというのは有効な戦略であった。この事情は、比較的短期間かつ小資本で利益を上げようとしていた「出稼ぎ移民」にとって、単独移民、夫婦移民を問わず基本的に共通のものであった。事実、単独移民であれ、夫婦移民であれ、社会的・経済的上昇を求める多くの日本人移民は、首都圏への移動を目指した。しかし、首都圏で独立して小商業を始める資金をどのように準備するかという点では、両者は大きな違いを見せた。単独移民には、できるだけ早い時期にできるだけ収入の良い首都圏へ移動し、そこで資本の準備を試みるのが得策であると考えられた。他方、夫婦移民の場合、男女の賃金格差がほとんどなく、契約期間を全うすれば二人分の賞与金を含めかな

りまとまった収入を得ることができたため、さしあたり契約耕地労働に就くことが得策であると考えられた。そこでは、家庭生活に基づく「安定」した生活が夫婦移民をして落ち着きをもって耕地労働に向かわせたという「精神的」な側面を軽視することはできないが、結局、契約耕地における女性労働の収入が男性のそれと比較して遜色のないものであったことが大きな意味を持ったと言えよう。

契約耕地で見られた単独移民と夫婦移民の間の行動の違いは、実は、近い将来を見通した上でどのように現実の生活を組み立てて行くかという極めて「戦略」的な差異に過ぎなかった。多くの単独移民が逃亡してゆくなかで、夫婦移民が高い定着性を見せたサンホセ・イ・スーテ耕地の事例をここで再三取り上げたが、その夫婦移民も、約二年後無事賞与金を手にするや、八組のうち五組までは耕地をあとにするのである。

- (1) COMISION CONMEMORATIVA DEL 80° ANIVERSARIO DE LA INMIGRACION JAPONESA AL PERU, INICIACION DE LAS RELACIONES DIPLOMATICAS ENTRE: EL PERU Y EL JAPON 1872-1874, Lima 1981 (Mimeo), pp. 17-22
一八七三年一月二〇日付及び一月一九日付、外務大臣ホセ・デ・ラ・リバ・アグエロから特命全權大使アウレリオ・ガルシア・イ・ガルシア宛書簡(ペルー共和国外務省文書館 Archivo Central de la Cancilleria Tomo 126-A)
- (2) 『太政類典』第三編第八六卷四、第四編第四七卷二一(マイクロフィルム版による) 外務省編『日本外交文書』第二八卷、日本国際連合協会、一九五〇年、三八九〜四〇頁、第二九卷、一九四九年、三五九〜七五頁、第二五卷、一九五二年、六五〇〜二頁。
- (3) 児玉正昭『日本移民史研究序説』淡水社、一九九二年、一五四頁
- (4) 前掲書一三九、一四二、三九二頁。なお、女性の自由移民は、八五九名中六六八名で二三・四%にあたる
- (5) 外務省編『日本外交文書』第三二卷第二冊、一九五四年、一三〇頁
- (6) 前掲書一三二頁
- (7) 外務省編『日本外交文書』第三五卷、一九五七年、七七二頁

- (8) 前掲書七六六頁
- (9) 前掲書七五〇、七八〇頁
- (10) 外務省編『日本外交文書』第三六卷第二冊、一九五七年、四九一〜四頁
- (11) 前掲書五一八〜四九頁
- (12) 外務省編『日本外交文書』第三七卷第二冊、一九五七年、四一八頁
- (13) 日米紳士協定・ルミュー協定の締結と、ハワイ・メキシコからの北米への転航禁止とにより、一九〇八年、一時的に出移民の動きがペルーに向かったと考えられる。
- 外務省編『日本外交文書』第四〇卷第二冊、一九六一年、七七六頁。第四一巻第二冊、一九六一年、三四五〜六頁。第四二巻第二冊、一九六一年、一八〇〜三、一九七〜二〇〇、二〇〇〜二頁。第四三巻第二冊、一九六二年、二四四〜五、二五二〜三頁
- (14) 外務省編『日本外交文書』第三八卷第二冊、一九五九年、三八五〜七頁。第三九巻第二冊、一九五九年、二五〇〜五頁
- (15) 外務省編『日本外交文書』第四五巻第一冊、一九六三年、三五四〜五頁
- 「移民募集人ガ自己」ノ営利心ヨリ(中略)北米ニ転航スルコト最トモ容易ナリトカ、着後六ヶ月モ経過セバ逃亡勝手ナリトカ」(三三三頁)
- (16) 前掲書、三五五頁「真面目ナル移民ト雖モ里馬出市ハ彼等唯一ノ望ニシテ出市ノ後ハ理髪業、飲食店等ヲ開業シ自然秘露人ノ同業者ト競争ノ地位ニ立ツモノノ從テ不少彼等ノ感情ヲ害セルニ此上限りナク本邦人ノ當市ニ入り込ムコトハ遂ニ排日問題ノ起ル原因タラズンバアラズ」。三八三頁「耕地ニ足ヲ止ムルコトヲ好マスシテ里馬市ニ出テ都会生活ヲ為スヲ以テ自然秘露人ノ業務ト競争スル傾ヲ生ジ随テ同国人感情ヲ害スル虞アリ」、柳田利夫「戦前期リマ首都圏における日系社会の人口分布と職業構成」(柳田利夫編著『アメリカの日系人——都市・社会・生活——』同文館一九九五年)柳田利夫「リマ市におけるレチェリアと天草郡出身ペルー移民——契約移民の都市への動きと呼び寄せ移民の役割」(『史学』(三田史学会)六二巻四号、一九九三年)
- (17) 明治四五年一〇月二九日伊藤領事館事務代理より内田外務大臣宛書簡、『日本外交文書』第四五巻第一冊、三六六頁「家族移民ニ就テハ今日迄ノ成績余リ良好ニ無之夫婦別レ、妻ノ売買、姦通、売春等有ユル醜態ヲ極メ候ヘ共之ハ畢竟スルニ男子ノ数ニ比シ婦人ノ数少キニヨルコト存ジ且ツ耕地其他ニ於ケル少数ノ夫婦ハ至極真面目ニシテ貯蓄モ多キ由ニ付英国製糖会社ノ如キハ近頃夫婦移民ヲ希望スルニ至リ当館モ亦賛同致シ居ル次第第二候」

- (18) 前掲書、三七四、三八八～九、三九三頁
- (19) 外務省編『日本外交文書』大正二年第一冊、一九六四年、一七一、一七八、一九一、一九四、二〇七頁
- (20) 外務省編『日本外交文書』大正三年第一冊、一九六五年、四六四、四七九頁
- (21) 前掲書、四八二頁「森岡移民合名会社取扱秘露移民統計略表」(一) 耕地別表
- (22) 前掲書、大正二年第一冊、一八三～四頁「該年齢ノ規定ハ男子ヲ標準トシタルモノニテ女子ハ男子ヲシテ定住セシムル為メ妻帯者ヲ希望スルヨリ妻女同伴者ヲ混同スルコトニ相成候モノニテ(中略)明治四十一年以降昨年未迄二十歳未満妻同伴ノモノ三十六組有之候モ些モ故障等無之衛生状態ニ於テモ女子ハ男子ヨリモ良好ニ有之(中略)移民ノ定住ヲ為サシムル為妻女ヲ同伴セシムル以上(中略)近來是等妻子携帶者ノ成績良好ナルヨリ傭主ヨリ妻帯者ノ注文増加シタルト「カニエテ」耕地ノ如キハ之等ノ為メ特ニ学技ヲ建築スルニ至リ候ハ、一八七頁「移民ノ帯同スル妻ハ二十歳ニ達セザルモ渡航セシメ得ル件並ニ携帶児ヲ同伴渡航スル件ハ兩条共移民取扱人申出ノ如ク取扱ハシムルモ差支無之候条其旨同取扱人へ御示達相成度」
- (23) 前掲書、第四五卷第一冊、三九五～六頁
- (24) 前掲書、第四三卷第二冊、三〇〇～一頁
- (25) サンホセ耕地契約移民入耕人員及異動表(「東洋移民合資会社取扱秘露移民」第二卷…外務省外交史料館「外務省記録」3-8-2-262) 8-2-262)
- (26) 前掲史料
- (27) 外務省編『日本外交文書』大正五年第一冊、一九六七年、三三四頁
- (28) 前掲書、大正三年第一冊、四九一～四、五〇八～二頁。大正四年第一冊、一九六六年、二七一～六頁
- (29) 前掲書、大正七年第一冊、二六七～七六頁
- (30) 前掲書、大正五年第一冊、二八五～七頁、三〇一～二、三〇五～六、三二三～四、三三四～五頁。大正七年第一冊、二六五～七頁
- 大正六年在リマ日本領事森安三郎作成にかかると東洋移民合資会社扱移民到着、配耕地報告(「東洋移民合資会社取扱秘露移民」第一卷…外務省外交史料館「外務省記録」3-8-2-262)
- (31) 東洋移民合資会社・業務代理人・斉藤千之作成「積立金明細表」(「東洋移民合資会社取扱秘露移民」第一卷乙…外務省外交史料館3-8-2-262)

(32) 前掲書、第四三卷第二冊、三〇一頁

(33) 明治四三年一〇月一七日付、在リマ日本領事代理相羽恒次より外務大臣小村寿太郎宛報告「土人労働者ヲシテ日本移民ガ日給一「ソル」二十仙ヲ受クルコトヲ覺知セシメザル為メ耕地ニ於テハ単ニ毎日ノ給料トシテ又ハ「タレア」ニ対シ一「ソル」ヲ支払フニ止メ残余ノ二十仙ハ之ヲ会社ニ支払ヒ移民ノ自由預金トシテ保管セラルベシ而シテ本項ノ計算ハ厳正ニ毎月ノ最終日ニ於テ之ヲナシ其金額ハ賃金支払表ト共ニ会社ニ送付セラルベク該支払表ニハ耕地支配人並ニ日本人監督記名スヘキモノトス」(前掲書三〇〇頁)